

函館市社会福祉施設産休等代替職員費補助金の手引き 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1～2 【略】</p> <p>3. 補助の対象となる期間について</p> <p>補助の対象となる代替職員の雇用期間は、次のとおりです。</p> <p>(1) 産前産後休暇の場合</p> <p>対象職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する日までの期間（ただし、出産予定日の翌日以降に出産した場合、出産予定日の翌日から出産日までの期間は補助対象外とします。）</p> <p>4. 【略】</p> <p>5. 補助金の額の算定について</p> <p>(1) 補助基準額は、函館市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）別表に規定する額（日額5,910円）ですが、1日の実勤務時間が8時間未満の場合は、5,910円に実勤務時間数を乗じ、8で割った額とします。（円未満は切り捨て）</p> <p>(2) 【略】</p> <p>6～12 【略】</p>	<p>1～2 【略】</p> <p>3. 補助の対象となる期間について</p> <p>補助の対象となる代替職員の雇用期間は、次のとおりです。</p> <p>(1) 産前産後休暇の場合</p> <p>対象職員の出産予定日の8週間（<u>出産予定日を含む</u>。多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する日までの期間（ただし、出産予定日の翌日以降に出産した場合、出産予定日の翌日から出産日までの期間は補助対象外とします。）</p> <p>4. 【略】</p> <p>5. 補助金の額の算定について</p> <p>(1) 補助基準額は、函館市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）別表に規定する額（<u>日額9,129円</u>）ですが、1日の実勤務時間が8時間未満の場合は、<u>9,129円</u>に実勤務時間数を乗じ、8で割った額とします。（円未満は切り捨て）</p> <p>(2) 【略】</p> <p>6～12 【略】</p>